

飛鳥・藤原フォトワークショップ実施及び国外向け情報発信業務委託 仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託して実施する飛鳥・藤原フォトワークショップ実施及び国外向け情報発信業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

日本の歴史や「飛鳥・藤原」についてよく知らない、外国人を始めとする20～40代層をターゲットに、「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産等を巡るフォトワークショップを開催し、写真というツールを用いて「飛鳥・藤原」の魅力を浮かび上がらせ、その価値の普及・啓発を図る。

また、本フォトワークショップを活用した海外向け情報発信を行うことで、国外からの訪問先としての飛鳥・藤原地域の認知度向上及び同地域のインバウンドの訪問意欲を喚起する。

3. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

4. 飛鳥・藤原フォトワークショップの概要（予定）

- ・日 程：令和7年11月8日（土） 13：00～16：30
- ・定 員：15名程度
- ・場 所：奈良県立万葉文化館（奈良県高市郡明日香村飛鳥10）
- ・参加費：無料
- ・内容（想定）：講師（写真家 石川直樹氏を予定）による講演、フィールドワーク及び写真講評

※主催は甲とする。

※内容詳細は契約後、甲、乙及び講師との協議により決定する。

※フィールドワークは2か所程度（「飛鳥・藤原の宮都」構成資産等のうち入場無料の箇所）を徒歩で訪問することを想定。

5. 業務内容

（1）計画・準備

乙は、本業務を遂行するにあたり、契約後速やかに業務の実施計画書（実施内容及び作業工程表を含む）を作成・提出し、甲の承認を得て業務を実施すること。

(2) 企画

プロポーザルの企画提案内容を基に、甲と協議を行い、事業全体の内容を決
定すること。

(3) 飛鳥・藤原フォトワークショップの開催

①広報・集客

- ・業務目的を踏まえ、特に外国人の集客を念頭に広報等を行うこと。
- ・外国人の集客に当たっては、業務目的を踏まえたターゲットを設定し、当
該ターゲットへの訴求力の高い広報・集客を行うこと。
- ・参加人数が定員に満たない場合の対策を行うこと。
- ・参加申し込み受付及びそのとりまとめ並びに問合せ対応を行うこと。な
お、先着順・抽選など参加者の決定方法は甲乙協議のうえ決定するものと
し、定員超え・落選などで参加できない申し込み者には、お詫びのお知ら
せを送付するなどの対応を行うこと。

②開催準備

- ・開催会場は万葉文化館（甲において予約済み）とし、使用料は委託料に含
み、支払いについては乙が行うものとする。
《参考：会場の予約状況及び価格について》
 - ・企画展示室全室… 43,470 円
 - ・企画展示室控室… 4,810 円
- ・上記のほか必要な備品、物品の手配及び各種サイン等の作成を行うこと。
（プロジェクターを使用する場合は、会場備え付けの機器ではなく、別途
乙が周辺機器を含め手配すること。）
- ・参加者のイベント保険加入を行うこと。（保険料は委託料に含む。）
- ・飛鳥・藤原フォトワークショップが支障なく遂行できる通訳者又は通訳シ
ステムを手配すること。

③当日運営

- ・設営、受付、全プログラムを通しての参加者の誘導、司会進行、全体の進
行管理等、当日の運営に必要な業務を行うこと。なお、会場設営は当日の
みとする。
- ・必要に応じ、外国語対応が可能な体制とすること。
- ・当日の進行台本、運営マニュアルを作成し、開催前に甲に共有すること。

④講師謝金・交通費の支払い

甲が指定する講師1名について、謝金（1時間あたり11,510円を目安とする）を支払うこと。また、交通費についても別途支給すること。謝金及び交通費の支払額は甲乙協議のうえ決定するものとし、当該額は委託料に含むものとする。

⑤アンケート実施・集計

甲が日本語で作成する設問を用いて、参加者へのアンケートを実施し、その集計を行うこと。設問（日本語から外国語）及び回答（外国語から日本語）の翻訳については、乙が行うこと。

(4) ワークショップを活用した海外への情報発信

- ・ワークショップの企画・実施内容等を活用し、国外に向け「飛鳥・藤原の宮都」の価値及び魅力を発信し、インバウンドの飛鳥・藤原地域への訪問意欲を喚起する情報発信を行うこと。
- ・本情報発信の効果について検証し、報告すること。手段の詳細は甲と乙が協議して決定する。

(5) その他

- ・天候不良の場合の対応については、甲乙協議のうえ決定する。
- ・会場装飾、表示、広報媒体など、デザイン性のあるものについては、その仕様について事前に甲の承認を得ること。
- ・会場となる万葉文化館及びフィールドワークでの訪問先管理者と、その利用について十分に事前協議を行うこと。
- ・甲と乙は、本業務を遂行するにあたり、業務着手前、その他必要に応じて打合せを行う。なお、乙は打合せ記録簿を作成し、甲の承認を受けて提出するものとする。
- ・業務完了後、事業実施報告書を作成し、提出すること。事業実施報告書には、次の項目を含むこと。
 - (ア) 委託業務の実施内容
 - (イ) 委託業務の成果
 - (ウ) 広報及び情報発信にかかる成果品（PDF形式などで提出）
 - (エ) 委託業務収支決算書
 - (オ) 委託業務に係る支出の費目別内訳
 - (カ) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- ・「5. 業務内容」に係る一切の費用は、本事業の委託料に含めること。

6. 成果物の検査・納品

本業務の成果物については、甲の検査を受けた後、次の期限までに納品するものとする。

(1) 成果物

- ① 事業実施報告書・・・・・・・・・・1式（令和8年3月13日）
- ② 効果検証報告書（アンケート結果の取りまとめを含む）
・・・・・・・・・・1式（令和8年3月13日）
- ③ 打合せ記録簿・・・・・・・・・・1式（各打合せ実施日より一週間以内）
- ④ ①～③の電子データ一式・・・・1式（令和8年3月13日）

(2) 納入場所

本業務の成果物の納入場所は、甲が指定する場所とする。

7. 許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、乙の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について甲と十分事前協議を行うこととする。

8. 経理処理

- (1) 乙は、本業務に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、支出額及び収入額を記載し、経費の用途を明らかにすること。
- (2) 請求の内容を証する帳票を整備し、請求内容とともに、業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (3) 委託料が確定した結果、契約時の委託料から減額が生じたときは、減額した確定額を支払うものとする。

9. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 乙は、成果物の所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を保持する。乙は甲に対し、本事業の目的及び範囲においてのみ当該成果物を使用、展示及び配布することができる、非独占的なライセンスを許諾する。（乙が成果物の作成の一部を再委託する場合等でこれによりできない場合は、その著作権の保持及び甲による成果物の使用等に関し、別途甲と協議すること。）

- (2) 甲は、乙または乙が指定する第三者に対し、成果物に関する著作権人格権を主張しない。
- (3) 本事業において制作された成果物について、第三者から著作権・肖像権その他知的財産権に関する紛争が提起された場合は、乙は自己の責任においてこれに対応するものとし、甲は当該第三者からの請求または紛争に関して一切の責任を負わないものとする。

10. 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

11. 貸与資料

甲が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

12. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果物については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

13. 公契約条例に関する遵守事項

別紙1「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

14. その他

- (1) 本業務の実施にあたり、別紙2「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。
- (2) 個人情報および関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (3) 本業務の実施にあたり、関係する機関と協議を十分に行うこと。
- (4) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

以上

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別紙2

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入すると

もに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること